

第2回 真狩村農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 令和8年8月26日（水曜日） 午後 1時30分
- 2 閉 会 日 令和8年8月26日（水曜日） 午後 2時00分
- 3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室
- 4 議 長 真狩村農業委員会 会 長 金 丸 勝
- 5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名
別紙名簿のとおり
- 6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
1 番	下 隆 志 君	○	
2 番	佐々木 大輔 君	○	
3 番	近 石 公 夫 君	○	
4 番	大 廣 正 紀 君	○	
5 番	守 谷 隆 伸 君	○	
6 番	久 本 優 君	○	
7 番	高 倉 正 志 君	○	
8 番	福 田 宏 之 君	○	
9 番	野 村 英 史 君	○	
10 番	影 山 敏 彦 君	○	
11 番	金 丸 勝 君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	出席	欠 席
事 務 局 長	谷 口 安 君	○	
書 記	菊 地 歩 菜 君	○	

第 2 回 真 狩 村 農 業 委 員 会 総 会 議 事 日 程

令 和 8 年 8 月 26 日

午後 1時30分 開 会

午後 2時00分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 1 番 下 隆 志 君 議席番号 2 番 佐々木 大輔 君	
2		会期の決定について 令和8年8月26日までの1日間	
3		諸報告について	
4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	可 決
5	議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について	可 決
6	議案第3号	現況証明願いについて	可 決
7			
8			
9			

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午後1時30分)	金 丸 会 長	ただいまより、第2回農業委員会総会を開会いたします。
		(会長挨拶)
	議 長	ただ今の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、これより第2回真狩村農業委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、1番 下隆志 君、2番 佐々木大輔 君の両名を指名します。
	議 長	
		(異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について、事務局より報告願います。 事務局長。
	事 務 局 長	(諸報告を朗読)
	議 長	日程4.議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事 務 局 長	(議案第1号を説明朗読)

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	ただいまの議案第1号について説明がありましたが、質疑ありませんか。
		(なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 ただいまの議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおりに決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
	議 長	異議ないものと認めます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定とします。
	議 長	日程5.議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事 務 局 長	(議案第2号を説明朗読)
	議 長	ただいまの議案第2号について説明がありましたが、質疑ありませんか。
		(なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 ただいまの議案第2号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」は、原案どおりに決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
	議 長	異議ないものと認めます。 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」は、原案のとおり決定とします。

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	日程6、議案第3号の「現況証明願いについて」を議題とします。
	議 長	事務局から内容の説明を求めます。 事務局長
	事 務 局 長	(議案第3号を説明朗読)
	議 長	ただいまの事務局の説明に関連して、番号1番の現地調査を行った近石委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	近 石 委 員	事務局より説明のあった、議案第3号番号1番の●●●氏願い出の現況証明願いについて、去る7月31日に申請者立ち会いのもと、金丸会長、影山代理と、わたくし近石と事務局の計5名で現地確認を行いました。確認結果につきましては、事務局長から説明がありましたが、申請地の●番は、元は水田であるため、他の転作畑の例にもれず、転作後、畑としての耕作に適していないため、耕作が放棄され、現状は木が群生して林野と化している状態で、農地性は失われている状態でありました。●番は、以前の航空写真を見ると、一部は作付けされていたようですが、水はけが悪い箇所であり、現在はその部分も耕作できない状態でありました。このため、申請地は双方とも農地としての活用が困難な状態であり、非農地とすることはやむを得ないと思われます。
	議 長	ただいまの議案第3号の「現況証明願いについて」の番号1番の説明がありましたが、質疑はありませんか。
		(質疑なしの声)
	議 長	続いて、番号2番の現地調査を行った野村委員から現地調査結果について、補足があれば説明をお願いします。
	野 村 委 員	事務局より説明のあった、議案第3号番号2番の●●●●氏願い出の現況証明願いについて、去る8月19日に、金丸会長、影山代理と、わたくし野村と事務局の計4名で、現地確認を行いました。確認結果につきましては、事務局長から説明がありましたが、申請地は、●集会場から南に降りて、●●を越えて、更に奥にある場所で、現在は作道もなく、立ち入れる状況ではありませんでした。以前にも現況証明が出ていたということもあり、その後も農地として使われた形跡がなく、農地性は失われている状態でありました。このため、申請地を、非農地と判断することは妥当であると思われます。

議 事 の 経 過		
	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉会宣言 (午後2時00分)	議 長	ただいまの議案第2号の「現況証明願いについて」の番号2番の説明 がありましたが、質疑はありませんか。
		(質疑なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 ただいまの議案第3号、「現況証明願いについて」の番号1番と2番は、 原案どおりに決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
	議 長	異議ないものと認めます。 議案第3号「現況証明願いについて」は、原案のとおり決定とします。
	議 長	以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決定いただき ましたので、これで第2回真狩村農業委員会総会を終了します。
		会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名す る。 議 長 金丸 勝 署名委員 下 隆志 署名委員 佐々木 大輔